

令和5年3月那須塩原市議会定例会議 請願・陳情等文書表

○新たに受理された陳情

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情の要旨 | 陳情者住所及び氏名 | 付託委員会 | 結果 |
|------|------------|--------------------------------------|--|--|-----------|-----|
| 1 | R4. 11. 17 | 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情 | <p>現在、マスコミ等で政治家に対し、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を断つよう求める論調が繰り返されているが、それは、思想・良心の自由を侵害する事であるため、2点について陳情する。</p> <p>特定の宗教法人及びその関連団体との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないこと。</p> <p>議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の有無や、その団体との関係を調査・質問しないこと。</p> | <p>〒321-0912 栃木県宇都宮市石井町 2470</p> <p>基本的人権を守る 栃木県民の会 代表 増渕 賢一</p> | 総務企画常任委員会 | 不採択 |
| 2 | R5. 2. 10 | 太陽光発電設備事業に関する陳情 | <p>那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例及び同条例施行規則に関し、4点について陳情する。</p> <p>1 事業者が市に提出する説明会等実施報告書の内容に住民が異議を訴える機会を設ける。</p> <p>2 事業者による有害物質の残留度の調査報告及び除去の義務付け。</p> <p>3 同条例第9条に規定される説明会で、事業者が市長に提出した書類を住民が閲覧できるようにする。</p> <p>4 同条例第14条の規定による住民の書類閲覧請求に事業者が応じないことを防ぐため、実施を担保する規定を設ける。</p> | <p>〒325-0114 栃木県那須塩原市戸田 128 番 17 号</p> <p>村井 由佳</p> | 建設経済常任委員会 | 採択 |

| 受理 番号 | 受 理 年月日 | 件 名 | 陳情の要旨 | 陳 情 者 住所及び氏名 | 付 託 委員会 | 結果 |
|----------|------------|----------------------------------|--|--|---------------|----|
| 3 | R5. 2. 14 | 地域公共交通に関する陳情ードア to ドア方式のデマンド型交通ー | ドア to ドア方式のデマンド型地域公共交通実現のため、第2次那須塩原市地域公共交通計画にこの方式を取り入れることを求める陳情。 | 〒329-2815 栃木県那須塩原市 下大貫 1060-2 ー住みよい街づくりー「ドア to ドアを考える会」 代表 伊藤 武 他 10 名 | 建設経済常 任委員会 | 採択 |
| 4 | R5. 2. 14 | ドア to ドア方式デマンド交通の導入を求める陳情 | 停留所までの距離が遠くても近くても、誰でも利用できるドア to ドア方式のデマンド交通を実現することを求める陳情。 | 〒329-2756 栃木県那須塩原市 西三島 3 丁目 183-524 ー住みよい街づくりー「ドア to ドアを考える会」 高嶋 幸雄 他 10 名 | 建設経済常 任委員会 | 採択 |